



戦争と戒厳令めざす

有事立法粉碎

**労働者の武装をかちとり
自衛隊を解体せよ**

栗橋発言を口火として、有事立法問題は、ますます焦点化されている。

八月十六、十七日の衆参両院内閣委においては、「有事は朝鮮の問題を考えている」(伊藤防衛局長)、「自衛隊には交戦権がある」(真田法制局長)、「有事に基本的人権の制限は当然」(竹岡官房長)などの極めて反動的な発言が飛びだした。

「有事」とは、とりもなおさず戦争のことであり、中曾根が言うように「タブーに挑戦」して、資本家階級の側から戦争を公然と提起したことに他ならない。しかもそれは、「奇襲されたらどうする」という形で、全国民を動員するものとしてなされているのである。

有事立法問題で明らかにしなければならない第一のことは、「有事、侵略の可能性は、日本の領土に近接しているところに紛争が起きた場合だ。年度防衛計画で検討しているが、そのなかで朝鮮半島の問題を考えていることは事実だ」(伊藤防衛局長)というように、交戦権=侵略戦争に関する問題である。

九月二一日の防衛庁見解は、「自衛隊法七六条、八八条」、すなわち、自衛隊の「出動」「武力行使」を公然化するものであった。しかも、戦前の教訓をふりかえるまでもなく、「奇襲」を口実として日本帝国主義(軍隊)は侵略戦争を開始したのであった。

防衛庁は「朝戦派兵もありうる」と言明しているし、「防衛白書」が「朝鮮半島の平和と安定」が日帝の国益に合致すると謳い、「三矢研究」をはじめ、常に朝鮮侵略戦争が独占資本家階級の頭の中に描かれていた。佐世保の「むつ」入港→核軍港化は、朝鮮出兵への最前線基地としての確立を目指むものである。

しかも今日、「ソ連の脅威」をあおりたてての軍事力増強は、ソ連軍との戦闘に勝ちうる軍隊の確立を目指とせざるをえないし、そのことは、日本帝国主義が世界一、二の軍事大国となることを意味している。

かくして、これまで「日陰者」としてあった自

本号の内容

差別・選別のブルジョア教育を美化する全障研

「五四義務化」を阻止せよ

泥沼化する造船不況

一第二次ブント総括一

どのようにして「第三期」を清算すべきか//6頁

//5頁

マルクス・レーニン主義通信

月刊 1部100円

共産主義者同盟(全国委)
マルクス・レーニン主義派
編集発行人 目黒安雄
横浜港南郵便局私書箱16号
振替 横浜3719

衛隊に陽をあたらせ、自衛隊に交戦権を与え、公然たる侵略軍隊として確立することが有事立法の目的であることは明白である。

第二に明らかにしなければならないのは、文字通りの有事立法、すなわち国家総動員法、戒厳令、自衛隊への無制限の権限の集中の問題である。

八月十六日、竹岡官房長は、有事立法を研究する課題として、次の八点をあげた。

①自衛隊行動の円滑化のための諸法令の適用除外規定の出動命令、待期命令前の物資の収用等についての法令③防衛庁内事務の簡素化④市民の避難誘導、保護⑤他省庁の自衛隊への協力⑥捕虜等の扱い方の米軍との協力体制⑧自衛隊に対する特別手当。

これらは、六三年「三矢研究」、そして『読売新聞』が暴露した六六年の研究、などとして研究されてきたものであり、國家総動員法、徵用法、徵發法、戒厳令、自衛隊への無制限の権限の集中へと突き進むものに他ならない。

実際、これらの布石は、すでに今年成立させた「大規模地震対策特別措置法」によって開始されているのである。大地震対策法は、自衛隊の随時の出動を可能にし、禁止、収用事項、罰則などを含むものであった。又、「成田治安立法」や日本原闘争においての自衛隊の「タマこめ撃て」の号令での投石などとして、戒厳令は現実的なものとなってきたのである。

最近の機密保護法問題に関連して、福田は、「国がひっくりかえるかどうか、の有事に国を売る行為は断じて許せない」と答弁した。この発言は、戦前の「非国民」「売国奴」という国家主義的煽動をほうふつとさせるし、最近の例でも、ベトナム戦争での米帝の苦戦時に、ジョンソンは「銃後の意見対立は、ジャンケルで戦う兵士から見ればぜいたくわまりない」と反戦運動を批判した。福田発言は、侵略戦争に反対する

意見の弾圧という姿勢を露骨に示しているのである。

以上のような有事立法攻撃の根拠は、世界の憲兵＝アメリカ帝国主義の後退と世界的な危機－その一環としての日本帝国主義の危機である。長期化する不況は、軍需産業への傾斜を促進し、言うところの経済の軍事化が進行しつつある。又、独占資本家のみならず、それに買収された労働者からも「戦争待望」論が出てきている。更に、経済同友会による経営者対象のアンケートによると、「今後十一年以内に自民党の単独政権が崩壊する」が七〇%にのぼっていることに示されるように、今日の統治形態の動搖が明らかになってきている。これらのことから有事立法が登場していく根底にあるのである。

そして、それが公然とした攻撃として打ち出された要因は、まず、日帝の侵略にとって最大の障害と思われた中国の「安保・自衛隊支持」勢力としての「中道」の伸長、同盟・JCなどの産業報告会的右傾化などである。これらのことは、東南アジア諸国人民の反日運動に遭遇していた独占資本をホッとするとともに、日中不戦の意識のうえつけと国益の名の下への国民統合に自信をもたせ、そこから資本家階級は、公然とタブーに挑戦するという判断を下したのである。

有事立法攻撃は同時に、排外主義的イデオロギー攻撃を不可欠としている。資本家階級が「ソ連の脅威」をさかんにキャンペーンする狙いは、反共ナショナリズムによる国民統合に他ならない。有事立法が元号法制化と時期を同じくして登場しているのは決して偶然ではない。そして、愛国主義者たる社共は、「奇襲されたらどうする」の恫喝の前では全く無力なのである。

差別・選別のブルジョア 教育を美化する全障研

「五四義務化」完全実施論批判

普通教育から「障害児・者」を完全にしめだそうという「五四年度養護学校義務化」が目前に迫っている。

「五四義務化」は、日本資本主義の危機の深まりに照應した政治的、暴力的反動の強化

日米安保条約、軍事基地などに付いたなければならない。だが、それだけでは決定的に不十分なのである。

「現代の軍国主義は資本主義の結果である。軍国主義はその面形態において、すなわち資本主義国家がその对外衝突にさいしてもちい

る武力としても（ドイツ人の言う）「対外的軍國主義」）、また支配階級の手中にあってプロレタリアートのあらゆる（経済的および政治的）運動をおさえつけるのに役立つ武器としても（「対内的軍國主義」）、資本主義の

『生活現象』である（レーニン全集一五巻）。

すなわち、軍国主義に反対する闘いは、資本主義を打倒する闘いと結びつけられなければならないのである。自衛隊の強化、そして侵略戦争と戒厳令を狙う有事立法攻撃は、とりもなおさず労働者階級に対する資本家階級の武装の整備、飛躍的強化に他ならない。そ

してそれは、階級支配の強権化、抑圧の強化と同義である。

有事立法の発動は、あらゆる民主的権利の圧殺、あらゆる反体制的な運動の禁止、革命の破壊である。もちろんそれは、戦前の例を見るまでもなく、社共及びそれが代表する民主主義運動をも禁ずることを意味するであろう。だが、それに反対する闘いは、社共のような「平和と民主主義」に依拠するものは決してありえない。彼らは、軍国主義には

反対するが資本主義には反対しない、つまり、原因には反対せずに結果にだけ反対するのである。しかも、資本家階級が許容する範囲でのみ、まったく合法的な手段でのみ対抗しようというのである。それがいかに無力であることは歴史的にも証明されているではないか。

軍国主義と闘うためには、資本主義そのものと、資本の支配と断固として闘いぬかなければならぬのである。

特に帝国主義の時代にあっては、軍隊の強化を支柱とした国家権力の強大化は、「社会のすべての力をのみこ」み、「軍事的怪物に転化して」いる。労働者階級は、資本家階級の独裁、ブルジョア国家権力と闘うためには、

独自に武装をからとらなければならぬ。「武器の使い方を習得し、武器の使い方に習熟し、武器を持とうとつとめないような被抑圧階級は、抑圧され、虐待され、奴隸としてとりあえず仕方がない」（レーニン全集二三巻）。

労働者階級は、（小）ブルジョア的平和主義者のように戦争一般に反対するのではない。労働者階級は、革命戦争を決して拒否することはできないし、階級闘争の発展は不可避的に一定の発展段階としての内乱に到るのである。

資本家階級は、今や公然と戦争と革命に対する準備を進め始めた。労働者階級も又、資本階級にうち勝ち、彼らを收奪するための準備を進めなければならない。資本家階級を武装解除するための武装を打ち固めなければならぬ。

その活動は同時に、自衛隊内部の反軍兵士を獲得する活動と密接に結びつけられる必要がある。「軍国主義は、国民軍隊の一部分の他の一部分にたいする闘争の勝利によるほかは、どんな方法によつても、けつして、どん

なばいにも、これを克服し廃止することはできない」（同前）。資本家階級の軍隊＝自衛隊を解体せよ！

と一体となつた差別・選別支配の強化を画策する政府、独占資本の攻撃に他ならない。われわれは先に、「マルクス・レーニン主義通信」（三九号）において、「学校選択権」論からする「五四義務化」批判が、ブルジョア

ア教育内での「障害児・者」教育の問題に狭窄化を支柱とした国家権力の強大化は、「社会のすべての力をのみこ」み、「軍事的怪物に転化して」というのである。それがいかに無力であることは歴史的にも証明されているではないか。教育を補完する役割に陥つて明瞭化した。

ここでは、政府、独占資本の尖兵となつて

マルクス・レーニン主義通信

「民主主義的教育運動」と 「五四義務化」完全実施

いる共産党ー全国障害者問題研究会(全障研)の「五四義務化」完全実施論を検討することによって、その反動性を明らかにしていく。

「五四義務化」に対する全障研の立場は、「五四義務化」が、「障害児・者」の「必要な教育諸条件を十分に整備させること」(「教育問題研究」第七号)となり、「すべての障害児に教育の保障を」と要求する運動の成果である、ということを前提としている。このことを基本的前提としたうえで、「五四義務化」の阻害要因として、第一に「国および地方財政の危機の進行およびそれを理由とした能力主義に基づく競争原理を教育の分野にこれまでにもまして強くもちこもうとする」(同)教育行政当局の「義務化サボタージュ」、そして第二に「障害者運動の名のもとで「養護学校建設阻止」「養護学校義務化実施阻止」が叫ばれ、それを理由に政府や一部自治体が養護学校建設を消極視しようとしている」(同)と全国障害者解放運動連絡会議(全障連)を中心とした「五四義務化」阻止運動をあげ、これら双方への批判を強めることが、「五四義務化」完全実施への最重要課題と設定している。

前者の批判点に関しては、文部省の養護学校設置計画が「現在の平均学校規模七五名の二倍の一五四名規模を前提にしての計画であり、計画の達成それ自体も障害児・者、父母の『なるべく近くに養護学校を!』という要求と予盾せざるえない」(同)こと、また「『不就学解消』の主要な教育形態を訪問指導制度が担つており。。。しかもそれが非常勤の退職教師による週二回、一回二時間の教育(愛知県の例)」というよな、能力に応じて権利を切る能力主義的安あがり障害児教育政策へと水路づける役割を現実的に担う常勤の退職教師による週二回、一回二時間の「義務化サボタージュ」として、「安上りな養護学校設置」と「実質的に不就学児を存続させる」ということが、全障研の政府批判である。

次に後者、全障連を中心とする「五四義務化」阻止勢力への批判として、次の三点をあげている。

「第一に、『考える会』(『8くんの富中入学を実現し、みんなで教育を考える会』)が当面の政治闘争の目標としている『五四年度養護学校義務化絶対阻止』は、すべての障害児への教育をうける権利の保障を要求してきた長い闘いをみない誤った主張であり、行政の障害児教育充実のための条件整備の責務のサボタージュに手を貸すものである。。。」

第二に、『すべての障害児を地域の学校へ』

たがって現在の学校教育を「差別・選別」、「分断・隔離」としてしかとらえられない誤り」(『養護学校義務制阻止論批判』)等をあげている。

以上のように、全障研による「五四義務化」完全実施の運動は、戦後民主主義教育のなかで選別され、普通教育から入学を拒否された「障害児・者」教育の現実の中から形成された「障害児・者」教育の現実の中から形成されたのであり、この「障害児・者」一切り捨ての普通教育からの排除のブルジョア教育を前提とした上での養護学校、特殊学級等による「すべての子どもに等しく教育を保障しよう」という「民主主義的教育運動」なのである。

彼らは、「民主主義的教育運動」や「公教育をめぐる一世紀以上の民衆の努力。。。その実施阻止」が叫ばれ、それを理由に政府や一部自治体が養護学校建設を消極視しようとしている」と全国障害者解放運動連絡会議(全障連)を中心とした「五四義務化」阻止運動をあげ、これら双方への批判を強めることが、「五四義務化」完全実施への最重要課題と設定している。

このように思想の混亂は、ブルジョア法憲法上の「平等」を、そして改良一般を絶対化することに帰因しており、現実にはブルジョア民主主義の幻想によつてブルジョア教育の破綻を隠蔽し、資本の教育支配の危機を補完する反動的役割を担つてゐるのである。

「五四義務化」阻止運動が、「公教育への介入と支配を強める」という主張の反動性は、すでに狹山政治スト・同盟休校でも明らかとなつてゐるし、今日の教育は決して「公教育」ではないし、社会全体に奉仕することができる。教育ではなく、社会が諸階級に分裂していることに規定されている。

それは、資本家階級による階級的独裁を維持するための教育(支配)であり、階級的支配をぬきにした学校教育とは偽りであり、反動的なペテンに他ならない。

全障研はブルジョア教育を右のように規定した上で、「ところで障害児教育制度の充実、改善をはかる際の基本理念をどこにおくか、ここに能力主義におくか发展保障におくか、ここに障害児教育をめぐる政府文部省と国民の基本的な争点があります」(同)と述べている。

「障害者」のブルジョア社会における生活状態、またこの社会で受けている差別・迫害と切り離された「障害者」教育問題は、不可避にブルジョア教育の維持・補完の道に通じ

る。「養護学校の役割は、障害児の障害を克服して発達を保障させることがある」と、養護学校は「障害児・者」教育の場という独占的基本法制定以来三〇年、民主主義教育運動が反動勢力とのきびしい闘いの中で不斷に築きあげてきた成果をいつさいみることなく、し

たがって現在の学校教育を「差別・選別」、「分断・隔離」としてしかとらえられない誤り」(『養護学校義務制阻止論批判』)等をあげている。

以上のように、全障研による「五四義務化」完全実施の運動は、戦後民主主義教育のなかで選別され、普通教育から入学を拒否された「障害児・者」を「普通教育からの排除を固定化する「五四義務化」を「国民の教育権」「すべての障害児に教育の保障を」という偽善的スローガンで美化していることであり、このペテン、反動的立場は更に「発達保障の理論」によつて合理化されるのである。

このように全障研のブルジョア的偽善は、ブルジョア教育がブルジョア支配のそとに立つてゐるという立場によつて、「障害児・者」の普通教育からの排除を固定化する「五四義務化」を「国民の教育権」「すべての障害児に教育の保障を」という偽善的スローガンで美化していることであり、このペテン、反動的立場は更に「発達保障の理論」によつて合理化されるのである。

「五四義務化」を合理化する「発達保障の理論」

全障研は、「普通児と障害児とがともに学ぶことが教育の原則だ」と「教育の原則」という人たちがいます。しかし、その子の障害と発達と生活実態、生活条件に視点をあてて、もつとも発達保障をすすめていくのに適切な教育をするのが原則ではないでしょうか。障害と発達に必要かつ適切な教育の場の一つとして養護学校があり、その子にとって等質、同質、異質の量と質の異なる集団の保障を可能にしています」(『全障研運動』第六集)と、「障害児・者」教育の原則、教育方法の形態を論じている。

この「障害児・者」教育の原則と形態について、「すべての個人は集団のなかで育つて、いくのであり、いかなる集団のなかで育つかが民主的人格の形成に大きくかかわる」(『講座・日本の教育』同)、「人格の解放と結合した能力の発達をめざしていくとき、『一人でする』だけでは「能力の発達」は実現できても人格の解放は困難であり、「みんなといつしょに自分でできる」なかで実現するものは得られない」(同)、更に、「自治体を民主化していくなど体制の系に民主主義を確立していく、民主的な内部規律を樹立するなど集団の系に民主主義を確立していく、個人の系としても、民主主義的な人間になつていく」というように、いずれの発達の系においても民主主義を実現していくとき全面発達の道をきりひら」(同)くことができる、等々と述べている。

つまり、「民主的人格の形成」には「集団による発達」が不可避であるという公式を確立し、そしてそれは、あらゆる領域における民主主義の確立、「社会進歩をめざす民主的な人格解放理論」の形成の条件へと発達するのである。

他方、「いかなる集団のなかで育つか」という「集団」に関しては、「発達課題」と「克服すべき障害」を同じにする「障害児・者」

1978年10月10日

マルクス・レーニン主義通信

の「集団」、「基礎集団」が強調される。

こうして「障害別学校・学級」が「障害児・者」教育の理想となるのである。

そして、「能力主義教育」に対置されてきた「共同教育」は、「健児児集団と障害児集団が共に基礎集団を基本単位として集団対集団の関係で学び合い、育ち合う」(『君がいてぼくがある』)と規定されることによって政府・独占資本による普通教育からの排除・

隔離攻撃に積極的に加担するのである。

以上のように、全障研による「障害児・者」教育のノ理想とは、「発達を保障」する「診断にもとづく治療の場」の充実であり、「障害別学校・学級」「集団」による「発達保障」に他ならない。

こうして全障研は、ブルジョア支配の下に

おいても「民主主義を実現していく」という改良をつみかさねることを通じた「民主主義の全面的な発達」というノ民主的理論ノを確立し、「五四義務化」の完全実施を正当化させたのである。

全障研は、「五四義務化」をブルジョア支配の反動化、「障害者」差別・抑圧の強化の一環としてとらえることができず、逆に「五四義務化」阻止運動をノ公教育ノ、行政に対する不当な介入・干渉であると批判している。権力機構の末端を担う行政や、ブルジョア教育に対する闘争が不当であれば、ブルジョア支配に対する闘争はすべて不当である。このような立場はブルジョア支配を擁護するものであり、労働者階級の立場とは無縁である。

「発達保障の理論」、「基礎集団」論からする「五四義務化」完全実施は、全障研が官制化された団体であることを明白にしたのである。

反動的暴力的支配の強化と「障害者」差別

六二年に出された文部省初等中等教育局長通達三八〇号は、「盲者・重度の弱視者を含む」は盲学校において教育すること」「「難聴者（強度の難聴者を含む）は養学校において教育すること」を謳い、「精神薄弱者、肢体不自由者、病弱者」については、それぞれの「養護学校において教育すること、ただし、就学する養護学校がないところにあっては、養護学校が設置されるまでの間は、特殊学級を設けて教育すること」と規定していた。

そして七三年一一月二〇日、「養護学校義務化」が公布され、七九年四月一日から施行されることとなつたのである。

六〇年代における日本資本主義の「高度成長」は、大多数の労働者を生み出すことを通して核家族化をもたらした。家父長的家族から労働者家族への転換は一方で、個別家族の負担を増大させ、老人問題、母子家庭問題、

保育問題、「障害者」問題などを社会問題として登場させたのである。

あくなき利潤の追求を唯一の目的とする資本主義は、「質のよい労働者」を生産するための能力主義教育ノ中教審路線をブルジョア教育の基本政策とした。六二年文部省通達三八〇号は、排外主義・差別主義を育成するとともに差別・選別教育を謳つたものに池ならぬ。

また、「高度成長」は、アメの政策を可能とすることによって、「革新」政党ノ日和見主義政党を育成し、一定の福祉をもたらしたのである。だが、この平和的一時代は、被差別部落大衆、「障害者」、在日朝鮮人等を差別・抑圧することによって形成されていたのである。

「高度成長」の破綻、日本資本主義の危機の拡大は、一挙に資本主義の諸矛盾を激化させ、支配の危機到来せしめた。自由主義的支配から反動的暴力的支配への転換は、「革新」政党、「革新」自治体の無力さを暴露し、「福祉政策の見直し」が、「革新」市長会委員長であった飛鳥田や長洲らによって叫ばれたのである。「革新」自治体の「福祉工場」計画なるものも、「障害者」に労働権を保障するということで隔離、分断収容していくものでしかなかった。他方、最低賃金制の水準以下の低賃金労働者として働く「障害者」は、生存権さえおびやかされ、この不況下でより一層生活の危機に瀕しているのである。

ブルジョア教育においては、教育労働者に対する人材確保法、主任制攻撃をはじめ、「大学格差の解消と受験競争の緩和」を謳う共通一次試験、高校の学力別学級など、「落ちこぼれ救済」と称する能力主義的教育に基づく差別・選別体制確立に向かた攻撃が強まっている。そして、「五四義務化」こそ、その完成を狙つたものに他ならない。

現在、「障害者」の普通学校入学要求に対しては、各地で反動的な排除運動が形成され、入学拒否の差別署名まであらわれている。それは、「革新」政党、労働組合もまきこんで行なわれてるのである。

独占資本と政府は、ただ、六二年の通達三八〇号の養護学校の不備の解決として「五四義務化」を打ちだしたのでないことは火を見るより明らかであろう。

「障害者」排除の体制は、保安处分新設策動や優生保護法、健康診断体制の保健所・自治体を中心とした形成・判定会議の確立による選別体制等となつてあらわれている。また赤堀差別裁判にみられる抹殺攻撃など、「障害者」差別、隔離、抹殺政策の一環として「五四義務化」がかけられてきているのである。

それは、これまでの改良主義的なものとは異なつた「障害者」の運動が高まりつつあるなかで火急の問題となつてきているのだ。

「五四義務化」がこのようない攻撃で

すれば、とりわけ、教育労働者、施設労働者の闘いは重要である。

まず第一に、「五四義務化」が、「教育の荒廃ノブルジョア的、反動的解決としての差別・選別教育の完成を意味していることから、それに反対する教育労働者の闘いは、「民主教育」論に依拠するのではなく、ブルジョア教育そのものの粉碎の闘いの一環としてありえない。

第二に、今日の「障害者」抑圧、管理に大きな役割を果している施設の労働者の闘いを発展させなければならない。施設労働者は、労働者階級の一翼であるとともに、支配者の機構にたずさわっているという矛盾した立場におかれおり、ノ福祉イデオロギーによつて苛酷な労働を強制されている。すなわち、労働者階級の闘いを改善の両方を解決していかねばならない立場におかれているといふことに他ならない。そのためには、「障害者」と施設労働者の団結をかちとることが絶対的に必要であり、かつ、施設労働者が自らを労働者階級の一翼であるといふ自覺をかちとり、階級的解放の闘いを行なわれる以上、それに反対する闘いは施設労働者の運動の一環とならざるをえないのである。

第三に、支配者階級の「障害者」に対する攻撃が、私有財産の生産及び防衛、そして政治的、イデオロギー的支配にとって「障害」のあるものに対する攻撃であるとすれば、私有財産制の廃止、階級支配の廃絶を自らの使命とする労働者階級は、「障害者」差別・抑圧攻撃の一切に反対しなければならない。労働者階級は、階級差別を基礎とするあらゆる差別と闘いぬかなければならぬのである。そして、階級差別を粉砕することによって、すなわち資本家階級の独裁を打倒し、労働者階級の独立を樹立することによって、はじめて「障害者」完全解放の途は開かれるであろう。

全障連をはじめとして「五四義務化」阻止の運動が広がりつつある。だが、一部の施設労働者、教育労働者、自治体労働者等の決起を呼び起こしているにすぎない。

全ての先進的な労働者は、闘う「障害者」と連帯し、「五四年度養護学校義務化」を阻止せよ！

マルクス・レーニン主義通信

(5) 1978年10月10日

泥沼化する造船不況下で 吹き荒れる大合理化計画

本年七月、海運造船合理化審議会（永野重雄委員長）は、造船各社へ「今年一年間に三五%（大手七社は四〇%）の設備削減が望ましい」との答申を打ち出した。この答申を受けた造船各社は、大手七社を筆頭に設備削減計画を明らかにし、今秋から大合理化に乗り出したのである。

大手七社一四〇%、準大手十七社一三〇%、中堅十六社一二七%、その他二一社一一五%等々の設備削減がそれである。

大手七社（三菱重工業、石川島播磨重工業、日本鋼管、住友重機械工業、三井造船、川崎重工業、日立造船）は、「脱造船」—新造船からの撤退を開始しており、他の造船所は佐世保重工業、波止浜造船、三重造船等の倒産一再建で明らかに、造船独占への系列化（独占への資本集中と従属）や政府による救済策に望みをたくすことによって企業存続している。

造船業最大の三菱重工は、「新造船については、来年九月までに横浜、広島両造船所の全船台を休止、長崎、神戸両造船所は各船台を休止、下関造船所は現状通り」という大々的設備削減計画を打ち出した。

そして労働者は、横浜造船所ではこれまで七五〇人が関連会社や三菱グループへ出向していたが、更に設計二〇〇人、工作一五〇〇人の雇用合理化が開始されようとしている。

また長崎造船所では、九月二十五日、同造船所労働者（約一万四千五百人）の一割弱に当たる千三百人を対象とする「教育訓練」つきの実質的な一時帰休を明らかにした。この千三百人という規模は、「その後は操業状況を見ながら人員を決める、となつており、同重工などが長崎県五島・上五島町青方湾に計画している世界初の海上貯油センターの着工が遅れると、来年は対象者が三千人近くになることが予想される」（九月二六日、毎日）といふものである。

日本钢管では、「今回の四〇%設備削減を当社に適用すると、幾つかのケースが考えられるが、その第一は鶴見造船所二船台休止（若干不足が生じる）、第二は鶴見二号と清水造船所二船台、第三は津造船所建造ドック全面休止がある」（『钢管造船労報』）ことを明らかとしている。

「現在三造船所の従業員数は九千三百六十人だが、このうち造船関係は約六千人。設備削減に伴う要員調整については同社は『いま

対象とした定年選択退職制度の採用や自然減によって二千人程度の人員削減は避けられない」とみられる」（十月六日、毎日）。

石播では、横浜第二が新造船の全面休止、東京第二が一部休止する方針を決めており、石播全体で五千人にのぼる労働者の削減がほのめかされている。

住友重機では、浦賀造船所を休止し追浜造船所に統合することを明らかにし、浦賀造船所の労働者百二十人を対象に、十月一日から一時帰休を提案している。

これら大手の各造船所は、修繕船部門、陸上部門への配置転換、関連会社への出向など

の雇用合理化を徹底化することを打ち出し、すでに一時帰休を実施している日立造船有明工場、石播知多工場などにつづき、そして、

月一日から）により一時帰休が全面化することは明白となったのである。

△註▽

雇用保険法に基づく訓練調整給付金は、延べ稼働人員の八分の一の余剰人員が出て教育訓練する場合、一人一日五千四百六十円を限度に給与の半分を国が助成する制度だが、受給条件が「延べ稼働人員の十五分の一の余剰人員」に緩和された。

それは、①新たに五百人の希望退職を募集する②八%の賃金カット③賃上げ、一時金、定期昇給の二年間停止——等であったが、その後の受注が、再建計画の新造船部門比率四六%に相当する百二十億円を下回る約六十億円であり、他方海造審による答申で三十%以上の設備削減が義務づけられたことから、最低限四二・六%の設備廃棄が不可避であると

いう第二次合理化案の「見直し」を明らかにしたのである。第一次の「希望退職者」のうち、これまで再就職できたのは二割にすぎない。

佐世保重工でも、会社提案の合理化は過酷なものである（①週休二日制の撤廃②定昇・ベア・一時金の三年間凍結③基準内賃金の一五%カット）。

資本主義の発展をリードしてきた花形産業でのところ白紙」としているが、五十歳以上を

あり、「高度成長」の旗手として大型設備投資によって急速に生産力を発展させてきた造船業の過剰設備を浮きぼりにしたのである。そして造船業は、不況業種である鉄鋼等の如く製品在庫が不可能な受注生産方式のため一挙に設備の過剰を問題としたのである。この造船危機は、今日の日本資本主義の危機、過剰生産恐慌をもつとも象徴しているのである。

造船不況で造船独占は寡占化を高めながらも、暴力的な生産調整（設備の廃棄）を新たな成長の突破口として開始した。だがそれは、造船の訓練調整給付金の受給条件の緩和（十一月一日から）により一時帰休が全面化することを意味している。

大合理化を犠牲にする

今日需要の数倍にのぼるという生産能力は、剩余価値の取得を生産の動機とする資本主義的生産において不可避に生み出されたものであり、無制限な生産拡大、利潤の獲得をは、造船資本の救済のため今も、暴力的な生産調整（設備の廃棄）を新たな成長の突破口として開始した。だがそれは、造船の訓練調整給付金の受給条件の緩和（十一月一日から）により一時帰休が全面化することを意味している。

造船不況で造船独占は寡占化を高めながらも、暴力的な生産調整（設備の廃棄）を新たな成長の突破口として開始した。だがそれは、造船の訓練調整給付金の受給条件の緩和（十一月一日から）により一時帰休が全面化することを意味している。

造船不況で造船独占は寡占化を高めながらも、暴力的な生産調整（設備の廃棄）を新たな成長の突破口として開始した。だがそれは、造船の訓練調整給付金の受給条件の緩和（十一月一日から）により一時帰休が全面化することを意味している。

造船不況で造船独占は寡占化を高めながらも、暴力的な生産調整（設備の廃棄）を新たな成長の突破口として開始した。だがそれは、造船の訓練調整給付金の受給条件の緩和（十一月一日から）により一時帰休が全面化することを意味している。

造船不況で造船独占は寡占化を高めながらも、暴力的な生産調整（設備の廃棄）を新たな成長の突破口として開始した。だがそれは、造船の訓練調整給付金の受給条件の緩和（十一月一日から）により一時帰休が全面化することを意味している。

造船不況で造船独占は寡占化を高めながらも、暴力的な生産調整（設備の廃棄）を新たな成長の突破口として開始した。だがそれは、造船の訓練調整給付金の受給条件の緩和（十一月一日から）により一時帰休が全面化することを意味している。

造船不況で造船独占は寡占化を高めながらも、暴力的な生産調整（設備の廃棄）を新たな成長の突破口として開始した。だがそれは、造船の訓練調整給付金の受給条件の緩和（十一月一日から）により一時帰休が全面化することを意味している。

造船不況で造船独占は寡占化を高めながらも、暴力的な生産調整（設備の廃棄）を新たな成長の突破口として開始した。だがそれは、造船の訓練調整給付金の受給条件の緩和（十一月一日から）により一時帰休が全面化することを意味している。

造船不況で造船独占は寡占化を高めながらも、暴力的な生産調整（設備の廃棄）を新たな成長の突破口として開始した。だがそれは、造船の訓練調整給付金の受給条件の緩和（十一月一日から）により一時帰休が全面化することを意味している。

どのようにして「第二期」を清算すべきか

第一次ブント総括

連載第21回

目

次

はじめに

第一章 第一期（六一年一六六年）関西ブントの思想形成

第二章 ルカーチ、グラムシ批判

第三章 第二期（六六年一六九年）関西ブントの実践過程

（一）再建統一にむかって

（二）再建統一第六回大会

（前号まで）

第五章 第三期（六九年以降）関西ブントの思想的、実践的分解

第四章 ブハーリン、ローザ批判

（三）第二次ブントの隆盛

- ① 党内の世界革命戦略論争
- ② 第七回大会
- ③ 八回大会から九回大会へ

（本号）

（三）第二次ブントの隆盛

① 党内の世界革命戦略論争

「参戦国化反対」を主張した中

核派などに対し、「ベトナム侵

略加担阻止」を掲げた第二次ブン

トは、真先に実力闘争を主張し、

十・八闘争の最先頭で闘った。そ

れは、砂川闘争によって準備され、

佐世保、三里塚へとひきつがれた

のである。

だが、この激動は、六回大会路

線が定着していない中で、同盟内

のくい違いを浮きあがらさせずに

はおかなかつた。

当時の同盟内においては、明大

闘争の挫折以降、明大ブントが大

きく後退し、旧マル戦派、そして

それ以上に旧関西ブントが勢力を

伸長していた。そして、十・八闘

争を契機に、党内論争は「国際主

義」と「暴力」、主要に前者の問

題へ集中されたのである。

関西地方委員会（旧関西ブント）

の機関誌『烽火』五号（六七・一

・三）の「社会主義の当面する

焦眉の問題」と称する論文は「我

のあいだで、現在熱心に論争が

つけられている二つの領域の問

題」ととりあげ、「論争の一つは、

いわゆる「現代帝国主義論論争」

とでもよぶべきものであり、現代

世界をどのように我々が理解すれ

り、しかも専門的問題をめぐる論争である」、「二つ目の領域での論争というのは、極めて実践的な、組織的な問題である。それが、大衆闘争における闘争の強化

と他方の立場、主張という両極の任務が我々においかぶさっているのである。

主義が、他方では、日常的具体的な個々の闘争が同時に追求されてゐることである。そして六〇年以降、まさに、現実の階級闘争が、この両方を要求しはじめることが、あって、我々の実践的・組織的問題意識も、この両方にむかって広がって来ていることである」と述べて

ついでにこの論文の見解を紹介しておると、前者については、「労働者階級の国際的統一」を目指すわけであるが、それを「社会主義内部の階級闘争、帝国主義下の階級闘争、そして、植民地被抑

する必要がある」と結論づけてい

る（なお、この論文は、九月一九日付になつてゐる）。

さて、このような党内論争に至るまで、更にその渦中にあって、『烽火』三号（六七・八）では、

関西地方委がどのような主張を行つてゐたかを見てみよう。

『烽火』二号（六七・六）では、「現在の時代の特徴」を、「資本

主義段階において、反戦闘争が、勝利と敗北の基軸となるものであることを」を展開したものである。

『烽火』三号（六七・八）では、市場再分割戦と日帝の「軍事一外交」路線の暴露に重点がおかれて

いる。卷頭論文によれば、「再び世界資本主義は、ブロック化・保護政策を基調に世界市場の再分割戦を開始したのであり、それは政

治的には全世界的な侵略と抑圧、反動と暴力、永続的戦争の本格的帝国主義政治の序幕を意味する」

マルクス・レーミン主義通信



「共制法」新憲法「公安条令」ママ）、道交法などの適用—拡大強化としてブルジョア独裁を形成していることに対する闘いである」と答えて いる。

更に、「何よりも、軍事—外交に集中されつつある全人民的政治闘争の党派性の鮮明化と推進、それとの関連での個別闘争の展開が必要である」と結論づけ、「プロレタリア独裁—世界革命をめざす独自な潮流」」「第三の潮流」を登場せしめる」として結んでいるのである。

外主義の結集であり、国内諸階級の統合、排外主義労働運動、自民一民社一公明一社会党右派のブルジョア右翼連合の形成であり、七年安保を結節点にして、これらは実態と諸階級の統合からの「全人民的意志」の粉飾のもとに、代議制度＝刑法等の上からの全面改悪である」とされる。

そして、後進国の革命運動は、「先進国相互一後進国の垂直的ブロック統合を基底にしつつも、なつかつ維持されつつある国際統一市場 IMF の根本＝全世界的危機」と、それに連なる過程で不斷に提起される新植民地主義経済そのものの破綻、政治的には内戦、あるいは後進国相互の局地的反動的民族戦争の過程への先進国の不可避的な介入と泥沼化一先進国への転化一政治危機の醸成とが重なりつ

「平洋－アジア経済圏」構想に「延命の道」を展望しており、それは「アジア労働者人民の反抗の抑圧を実現すべき、軍事、外交、治安にわたる日本帝国主義権力の再編強化をともなわずにはおかしい」と「軍事－外交から七〇年安保自動延長の日帝の攻勢は国際的には日本帝国主義によるアジア太平洋諸國の統合を通した後進国人民の抑圧、先進国労働者人民の分断－排

つある時点に向け、後進国革命闘争を維持し、拡大せしめ、七〇年代先進国階級闘争を排外主義－民族主義から決別した潮流を抨(ママ)出せしめ」るという情勢の中で、「日本労働者人民の国際的任務は、以上の基本的展望に向け軍事－外交から七〇年安保の国際的反革命政策と闘う過程で、先進国相互－後進国と先進国の階級闘争を結合せしめ国際的交流－国際的統一戦線組織、将来的には第五インター

一読してわかるように、こゝに
は後の同盟の主張の原型がすでに
提出されている。

の組織構成を再編成し、大衆的に反戦闘争を推進する必要がある」と述べている。

更に、同号において、「ヤルタ体制打倒＝世界＝日本同時革命、全人民の武装＝民兵」戦略が提起されており、「大衆的実力闘争の徹底化」によってのみ理論闘争と組織闘争が可能であり、「かかる戦線配置の中核として全学連－共産主義者同盟－反戦青年委員会を位置づけねばならない」としてい

てに前進としてある「平和と民主主義」を戦術で引き出し高めてゆくだけではなく、まさに、組織の意義、それによる宣伝と煽動の意義を認識し、「組織された」闘争として、諸闘争を開拓する事が重要なのである。//そして、そのためには、主としてフランクションに依拠した活動のタイプを脱脚し、原則的な党的組織活動の展開が必要である」として、「地区党」への脱皮をもって結論づけている。

同号の「秋の反戦闘争と公務員賃闘の方向とは何か」は、この点を更に展開し、「日常的個別・産業別の利害から国家権力との対決に至らしめることを主要な任務とする産別委員会に対し、職場細胞のグループの地域毎の結集体である地区委員会が日常的に政治活動の円滑性と全体性の維持と反戦闘争の大膽な持ち込みは可能である」、「我々は地区党と細胞グループとの結合を基礎に地区反戦を地区反戦常任と職場労研に基礎をおいた産業別職場担当委とにそ

命の宣伝が必要であると考えたのである。だが、少くともそのような問題意識があったからこそ、かの十・八闘争は、関西地方委をして、世界革命戦略の具体化と暴力化する国家権力に対する計画的戦術の明確化へと向かわせたのである。

前出した『烽火』五号には、「全学連、反戦青年委の闘いは機動戦しかありえない。それは生産点に存在していないが故に必然である。しかしその部分への矛盾の集中と深化は、政治権力に対する意識を形成し、自然発生的な権力闘争へと発展する。そのような自然発生性を押し殺してはいけない。何よりもその部分が真正面よりブルジョアジーの攻撃を受けており、圧殺の対象になっているが故に、権力と直接的に対決する方向で闘いを組織しなくては、ブルジョアジーの海外侵略の尖兵として、そしてファシズムの基盤として転化することは明らかなのである。」

階級状況の現実としてその部分の突出を明確にし、その闘いの必然性と正当性をプロレタリアート本隊に宣伝し、闘いのダイナミズムを環流させねばならない。……プロレタリアート本隊に対し我々のとるべき作戦は二面路線である。完全な非合法運動として職場末端に細胞を形成し独自活動を展開すると共に、地区反戦等全ゆる可能な方法を用いて、上から政治的積極的な持ち込みを計り、労働者政治組織形態の芽を不斷に培養することである」、「大衆が実力闘争の必要性を認める保証とは何か。それは機動戦部隊が断固として自らの闘いを押し進めることで、その結果起る明らかな大衆との分離を鮮明にし、その分離を状況の推移とその結果到来する『戦争と侵略』を明らかとし、大衆自らが止揚せねばならないことを訴え、説得することである。急進民主主義の膨大な部隊を前線部隊と結合させることである。そして学生運動はその中軸に存在していることを明らかにせねばならない」と述べる「学生運動の新たな先駆性を獲得せよ」と題する論文が掲載されている。これこそ「政治過程論以降の関西ブント—第二次ブントの真骨頂であった。

へのはねかえり、国内危機が国際恐慌と結びついた地点こそがそろそろである」と語っているのである。又、注目すべきこととして、「一九一七年ロシア革命の成立以降資本主義内部に於ける階級闘争を外から外的に規定し、組織化された労働者階級を生み落すことによつて根本的に帝国主義論の経済法則を貫徹しながらも、資本主義の法則としての、世界市場の再分割と帝国主義戦争を行う以前に、それが上からか下からかは別にして労働者階級を粉碎し農民、中企業をブルジョアジーの下に包摂しなければ、逆に帝国主義戦争に突入し得ない内的法則が貫徹した」「過渡期世界に於てはかかる経済過程に外から階級闘争が外的に規定され……革命的危機の形成を現象的に……変化させた」と述べている。これは「過渡期世界論」につながるものに他ならない。

ジであり、②世界プロレタリア革命の最終的前夜、③世界階級闘争に於けるプロレタリアートの攻撃的段階と結論づける」、「かかる帝國主義の延命をへての先進国階級闘争は、プロレタリアートが、世界革命の根柢地をもつことによつて、最早ローランア革命以前とは根本的に異なる質に受動から攻撃へと転化した」、「「プロレタリアートの根拠地が出来ることによつてその根拠地を通じ、政治的にも、組織的にも、各国の分断された階級闘争は、結合单一化され、同時に各国に、経済的危機に規定されながらも相対的に独自に陣地を築くことが可能である。」・・・先進国に於ては、労働組合、他大衆組織の強化拡大及び合法的政治活動の獲得である。又後進国では解放区とゲリラ軍である」、「根拠地の存在を通じて、各国帝國主義は外と内・・・の敵と対決せざるを得なくなつた」、「彼らは内のプロレタリアートを支配せんとすれば、攻撃的反革命と同質な攻撃を展開せざるを得ない」、「彼らの分裂と混乱の根源は根本的に世界革命の根拠地と攻撃的階級闘争の質にある」、「新たな過渡期世界特有の自然発生性と目的意識性の萌芽とは何か。それは、労働者人民が、即ち的にであれ、「國家」と『国民』を越えたことである」、「高次な自然発生性、これは他方でそれに結びつく、毫次な目的意識性の萌芽であり、高大な力を形成する」、「自然発生性の質は、攻撃性、暴力性と國際性である」、「過渡期世界の民主主義体制こそまさにブルの一步後退と完全な中央集権的確立とに階級的本質がある」、「反戦闘争や機動戦の一環に位置する」、等々といふ、「世界革命の根拠地」を基礎にした「攻撃型階級闘争」論である。

全国政治新聞があげられてゐるに
と、及び、国際部、軍事委員会に
相当するものの提起などである。
この論文こそ、第二次ブントが
十・八闘争を「プロレタリア国際
主義と組織された暴力」として総
括したことの理論的体系化といえ
るであろう。かくして七回大会の
基調は形成された（これまでの政
治理論の批評は、七回大会路線の
総括として集約することにする。
なお、旧マル戦派との論争期にお
いて、関西地方委ではないが、早
大支部で出された「明大学費闘争
の運動論組織論的総括」（『理論
戦線』六号所収）などもあるが、
ここでは割愛する）。